

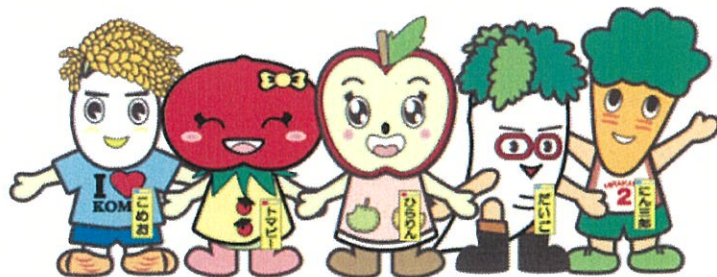
第3次平川市食育推進計画(案)

～パブリックコメントの実施について～

募集期間:令和2年1月6日(月)～令和2年1月30日(木)必着

皆様からのご意見を募集します！

「平川市パブリックコメント意見提出様式」に
ご記入のうえ、提出してください。



経済部農林課

パブリックコメント実施の詳細について

○募集期間 令和2年1月6日（月）～令和2年1月30日（木）

○閲覧方法

- ①平川市ホームページ
- ②平川市食産業振興センター
- ③尾上分庁舎農林課
- ④本庁舎総務課
- ⑤碓ヶ関総合支所市民生活課
- ⑥葛川支所

※②については日曜日、月曜日、祝日は除きます。

③から⑥については土曜日、日曜日、祝日は除きます。

○意見を提出できる方

- ①平川市内に住所を有する方
- ②平川市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③平川市内の事務所または事業所に勤務する方
- ④平川市内の学校に在学する方
- ⑤平川市に対して納税義務を有する方
- ⑥パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人の団体

○意見の提出方法

「平川市パブリックコメント意見提出様式」に、案件名のほか、氏名および住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、次のいずれかの方法で提出してください。（1月30日（木）必着）

- ①郵送 〒036-0102
平川市光城3丁目23番地1 平川市食産業振興センター 宛
- ②電子メール nourin@city.hirakawa.lg.jp
- ③ファクシミリ 0172-44-8815
- ④持参 平川市食産業振興センターまたは尾上分庁舎農林課窓口へ

※意見提出の際のご注意

- ・電話などでの口頭のご意見はお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受け付けできません。
- ・お寄せいただいたご意見等については、個別の回答はできません。
- ・意見提出様式については、閲覧窓口または平川市ホームページよりダウンロードすることができます。

○公表の結果

氏名・住所を除き、結果を集約したものを平川市ホームページに掲載します。

○お問合せ

平川市食産業振興センター 平川市光城3丁目23-1 電話：0172-44-8815

目 次

第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定のねらい	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 食を取り巻く現状と課題	
1 社会環境の変化	3
2 食を取り巻く環境の変化	5
第3章 第2次計画の成果と課題	
1 第2次計画	9
2 第2次計画の成果	11
3 今後に向けて	14
第4章 食育推進の基本方針	
1 目標	15
2 食育推進（地産地消促進）の基本方向	15
3 食育推進（地産地消促進）の重点推進目標	16
4 具体的な取組み	17
第5章 食育推進（地産地消促進）の目標値	21
第6章 食育推進（地産地消促進）の体制と役割	
1 計画の推進体制	24
2 各分野の役割	24
◇用語解説	26
◇参考資料	29
食育基本法	
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の 農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）	

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定のねらい

平川市食育推進計画は、食育基本法（平成17年7月15日施行）に基づき、平川市民が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるようにするために、平川市全体で推進する食育の基本事項を定めるものです。

平成22年3月に市が策定した「第1次計画」（平成22年度～平成26年度）では、家庭や学校、地域が協力・連携し、社会全体で食育推進の取組みに努めてきました。そして「第2次計画」（平成27年度～平成31年度）でも引き続き食育活動に取組み、着実に市民への食育は推進されてきました。

しかし、食を取り巻く環境が大きく変化してきている現状から、常に食に関する正確な情報の伝達が求められており、今後も継続した食育推進を必要としています。

このような状況を踏まえ、「第1次計画」、「第2次計画」に基づいた取組みの成果や食育推進協議会からの意見をもとに、基本的な考え方、方向性を継承して「第3次計画」を策定します。

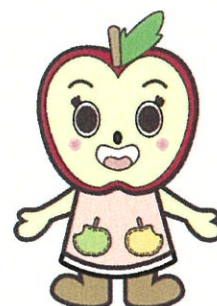
【第2次計画から第3次計画の修正点】

・ 目標項目及び目標値の見直し

第1次計画の食育行動プランで定めた目標項目を継続したほか、第2次計画で新たに追加した目標項目の成果と課題を踏まえ、第3次計画の目標項目と目標値を見直しました。

・ 「食育行動プラン」と「食育推進計画」の目標項目

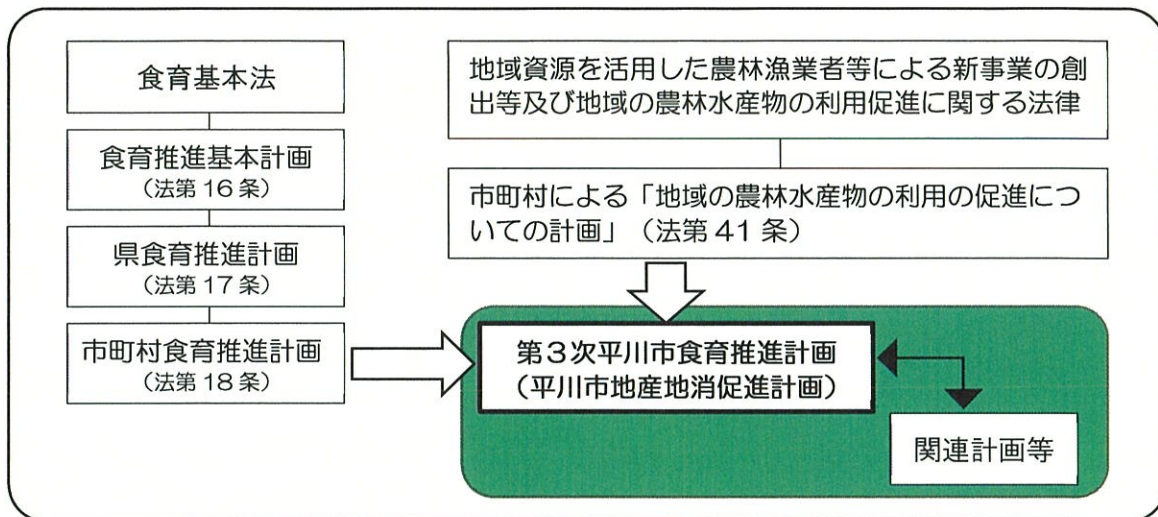
「食育行動プラン」と「食育推進計画」の目標項目を一つにまとめ、第3次食育推進計画の目標項目を分かりやすくまとめました。



2 計画の位置付け

この計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条第1項に規定する「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」に位置付けます。

また、計画の実施にあたっては、既存の関連計画等と連携しながら、市の食育を推進していくこととします。



3 計画の期間

令和2年度から6年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は、関係機関、団体等の意見を得て必要な見直しを行います。

食育月間と食育の日

食育ワンポイント①

青森県では、6月と11月を食育月間（国は6月のみ）、毎月19日を食育の日としています。

食育とは、一人ひとりが

- ①自らの食について考える習慣
- ②食に感謝する心
- ③食に関する様々な知識
- ④食を選択する判断力

これらを実践し、生涯をとおして心身ともに健全な生活を実現することです。

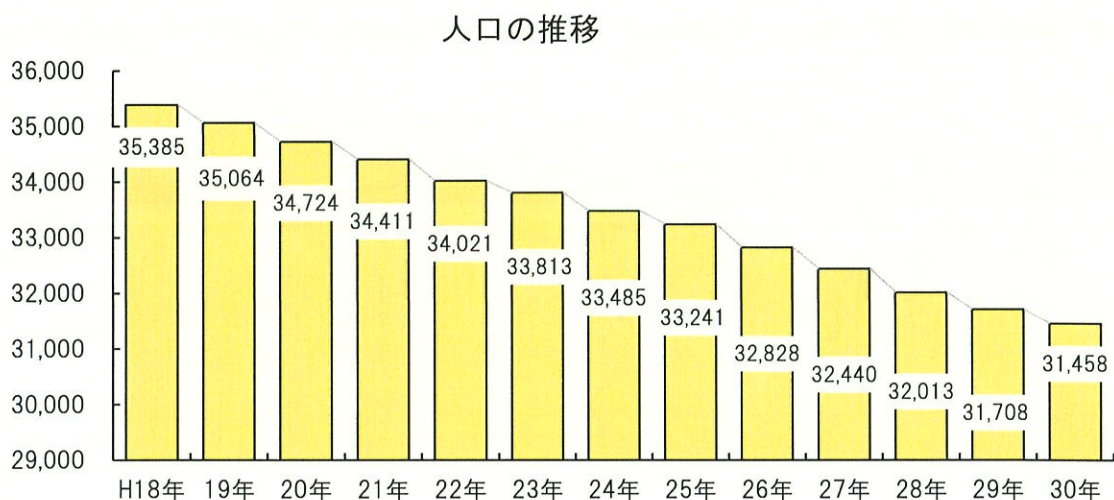


第2章 食を取り巻く現状と課題

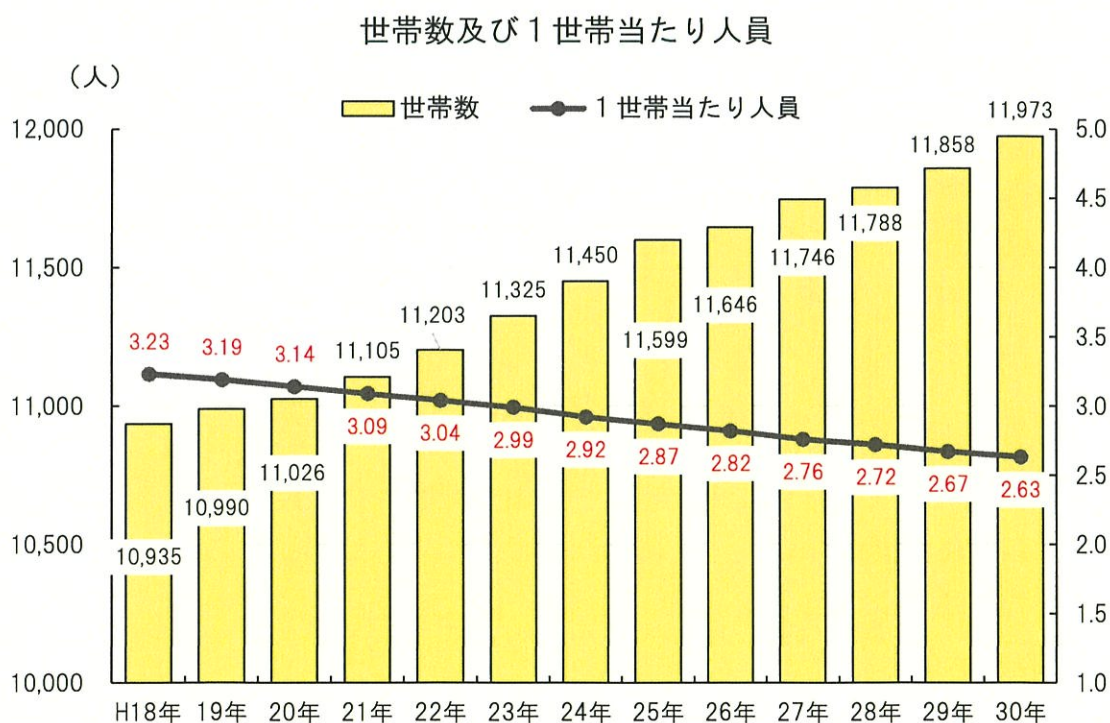
1 社会環境の変化

(1) 社会環境の変化

平川市では年々人口が減少傾向にあり、世帯数が増加している一方で、1世帯当たりの人員が減少しています。



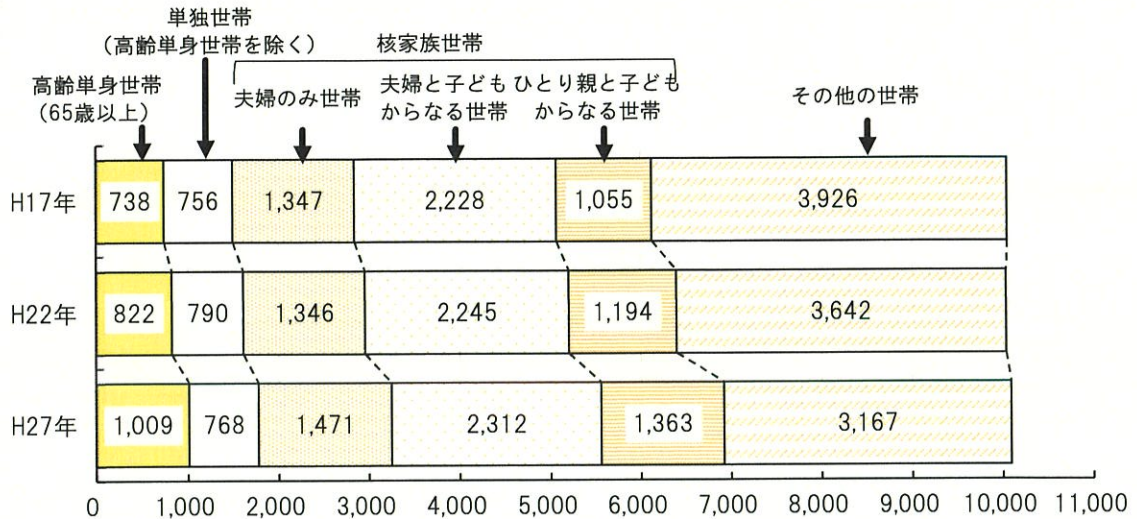
[出典] 「人口動態調査」



[出典] 「人口動態調査」

家族類型別では、高齢単身世帯と核家族世帯が増加、特にひとり親と子どもからなる世帯が増加しています。

家族累計型別世帯数の推移



【出典】 「国勢調査」

「ベジファースト」知っていますか？

実践してみよう①



食事は野菜のおかずから食べ始めることです。

○ベジファーストを実践すると

- ・食後の急激な血糖値の上昇を抑えます。
- ・脂質の吸収を抑制する効果があります。
- ・食べ過ぎ防止になります。

更に、野菜を大きめにカットして調理することで、

- ・食べ物をよく噛むことに繋がり、満腹感が得られます。



※野菜に限らず、海藻やキノコ、大豆などの食物繊維が多い食材でも同じような効果があるとされています。

手間もかからず、手軽に始められるので、ぜひ、実践してみましょ！

2 食を取り巻く環境の変化

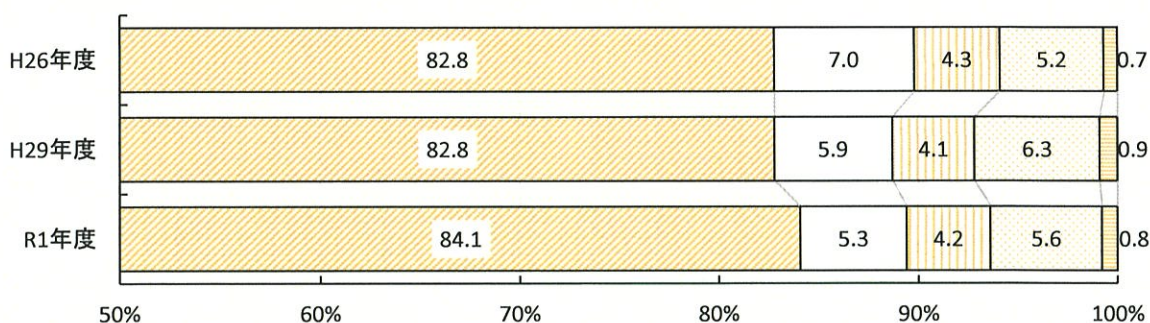
(1) 食生活等の現状

①朝食習慣

児童・生徒及び保護者に対する「食習慣に関するアンケート」の調査結果では、朝食を毎食きちんと食べる人が増加傾向となっています。児童・生徒の朝食を食べない理由は、「食欲がない」、「時間がない」、「おなかがすかないから」が多くなっています。

朝食摂取率【児童・生徒、保護者平均】

□毎日食べている □週に4～5日は食べている □週に2～3日は食べている □ほとんど食べない □回答なし

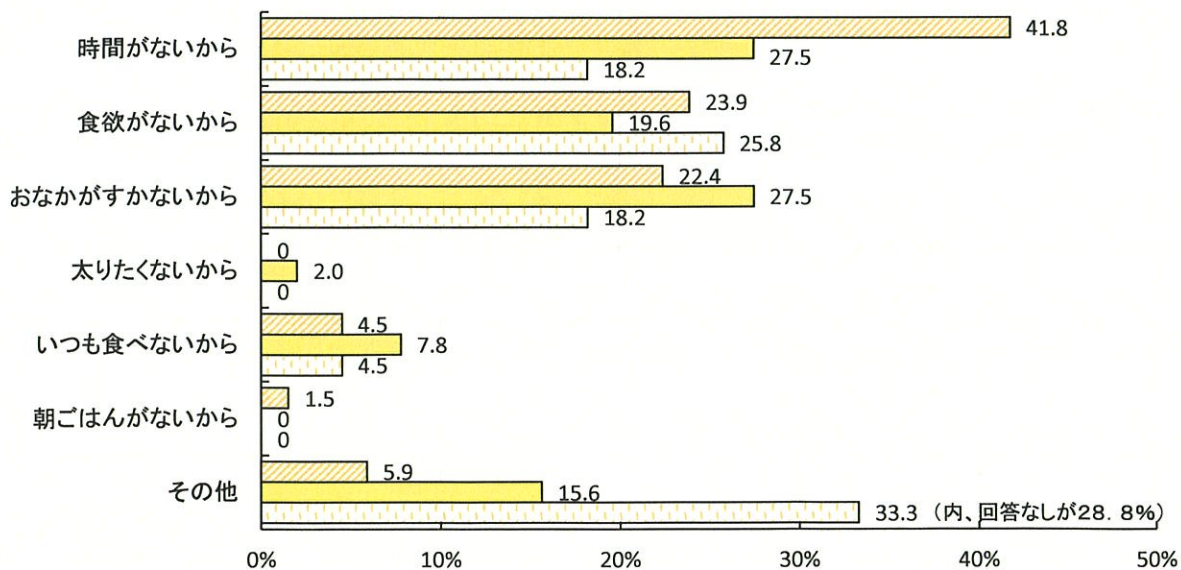


【出典】 「平川市食習慣に関するアンケート」

朝食を食べない理由【児童・生徒】

※上記グラフのアンケートで「週に2～3回は食べる」「ほとんど食べない」の項目の回答者を対象とした項目選択による単一回答

□H26年度 □H29年度 □R1年度



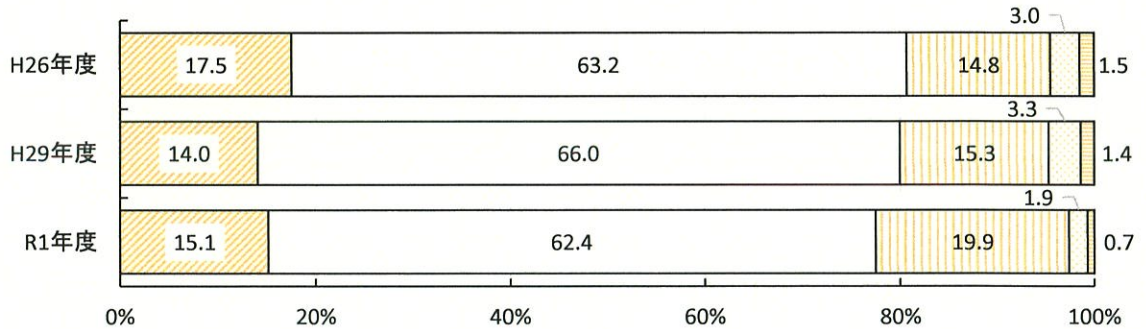
【出典】 「平川市食習慣に関するアンケート」

②食形態の変化

共働きや就業形態の変化により、時短や家族一人ひとりの好みに合わせるなど、食に求められるものが多様化し、外食や惣菜、冷凍食品、インスタント食品等の調理食品（中食）のニーズが高まる中、時間や手間をかけた手作りの家庭料理（内食）が食卓に上る機会が減少してきています。

外食、中食（調理食品）を利用する家庭の割合【保護者】

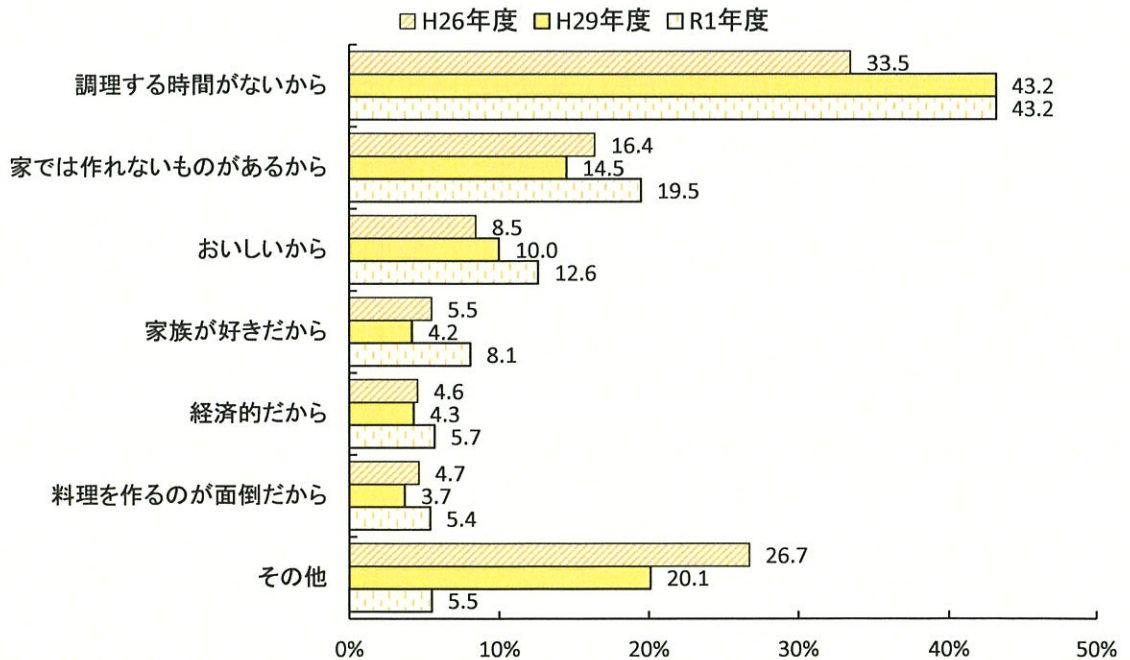
□ほとんど利用しない □週1～2回利用する □週3～4回利用する □週5回以上利用する □回答なし



[出典] 「平川市食習慣に関するアンケート」

外食、中食（調理食品）を利用する理由【保護者】

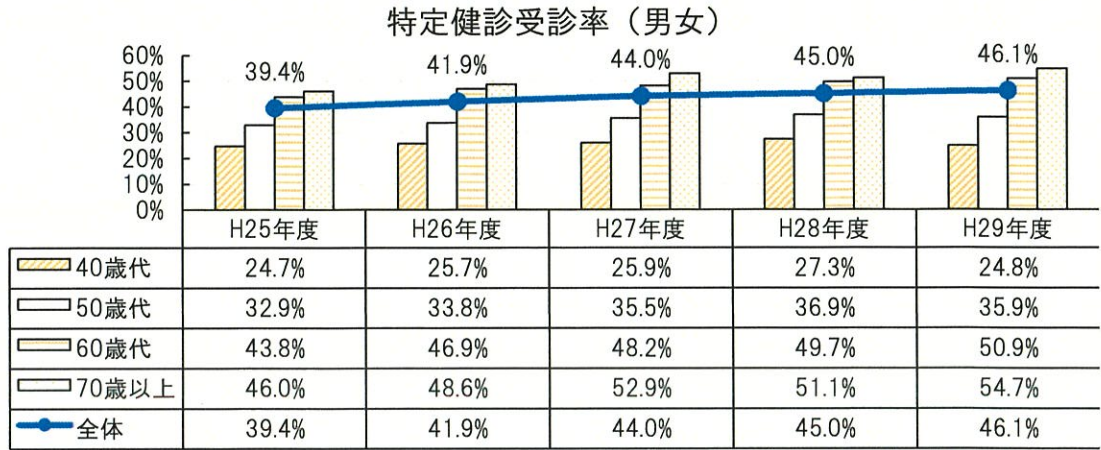
※上記グラフのアンケートで「ほとんど利用しない」以外の項目の回答者を対象とした項目選択による単一回答



[出典] 「平川市食習慣に関するアンケート」

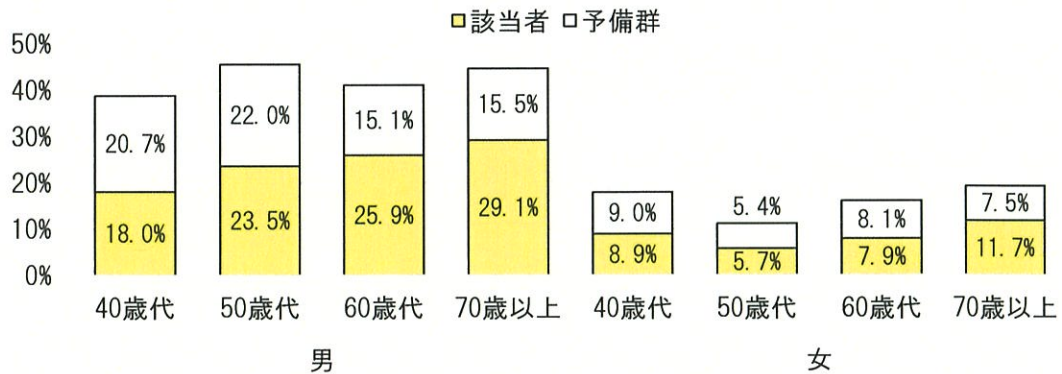
③食に関連する健康への不安

生活習慣病は、食との関係が大きいとされています。生活習慣病の予防、早期発見のための健診も行われ市民の健康に対する意識も向上されていますが、未受診者への対策等が課題となっています。



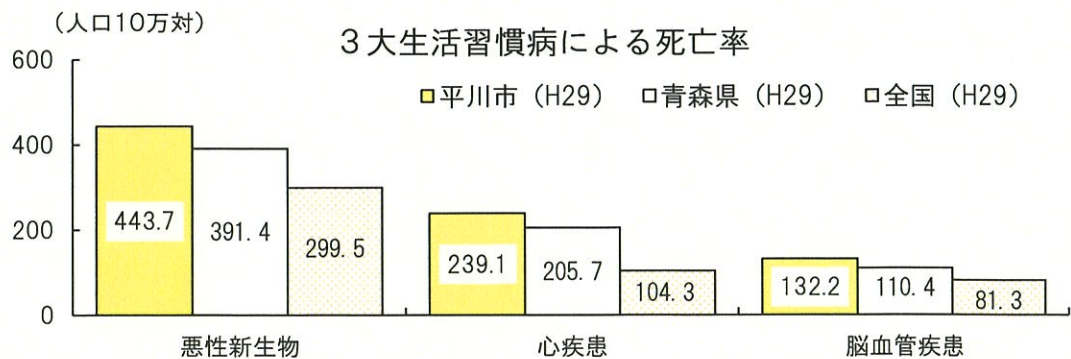
[出典]「平川市特定健診法定報告」

メタボ該当者及び予備群の割合H29年度（男女別）



[出典]「平川市特定健診法定報告」

平川市の主要な死因は、悪性新生物(がん)、心疾患、肺炎、脳血管疾患の順で多い割合となっており、三大生活習慣病による死亡者数は全体の6割を占めております。

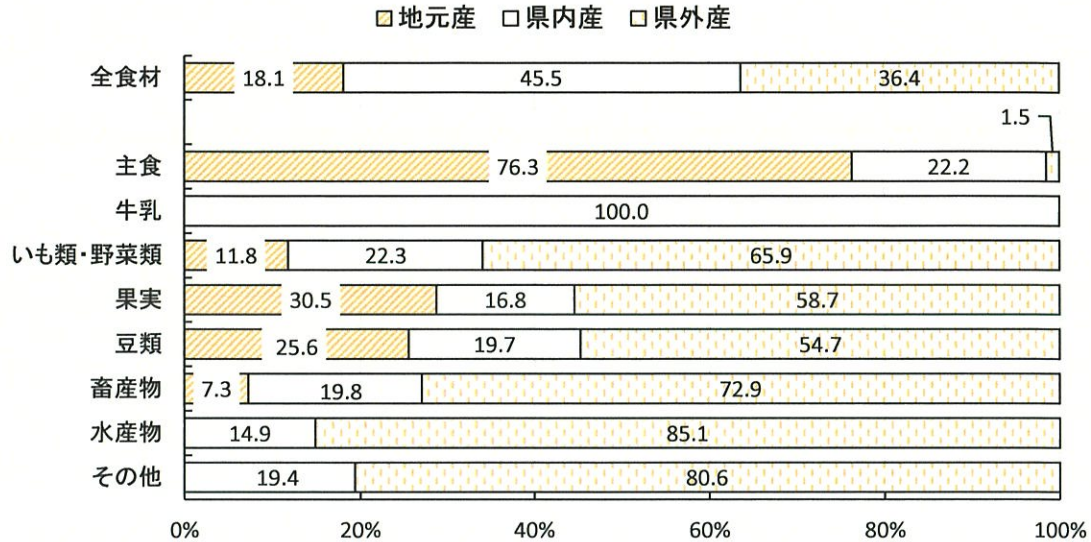


[出典]「平川市保健活動のまとめ」

(2) 地産地消の現状

学校給食における地元農産物の利用割合（使用量ベース）は、全食材で18.1%ですが、主要農産物で見ると米とりんごは100%となっています。

学校給食における地元食材利用率（平成29年度）

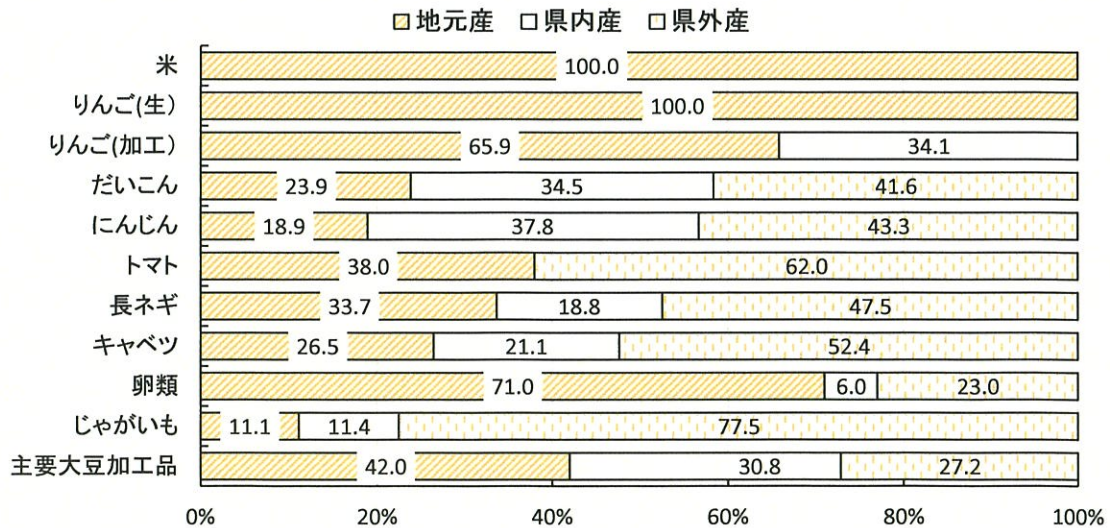


注1 利用率は使用量ベースで、加工品を含みます。

注2 「主食」とは、米、パン（米粉パン含む）、麺類を、「水産物」は青森県内水域で水揚げしたもの、「その他」とは山菜類、種実類をいいます。

[出典] 平成29年度学校給食における地元食材使用状況調査

主要農産物の食材利用率（平成29年度）



[出典] 平成29年度学校給食における地元食材使用状況調査

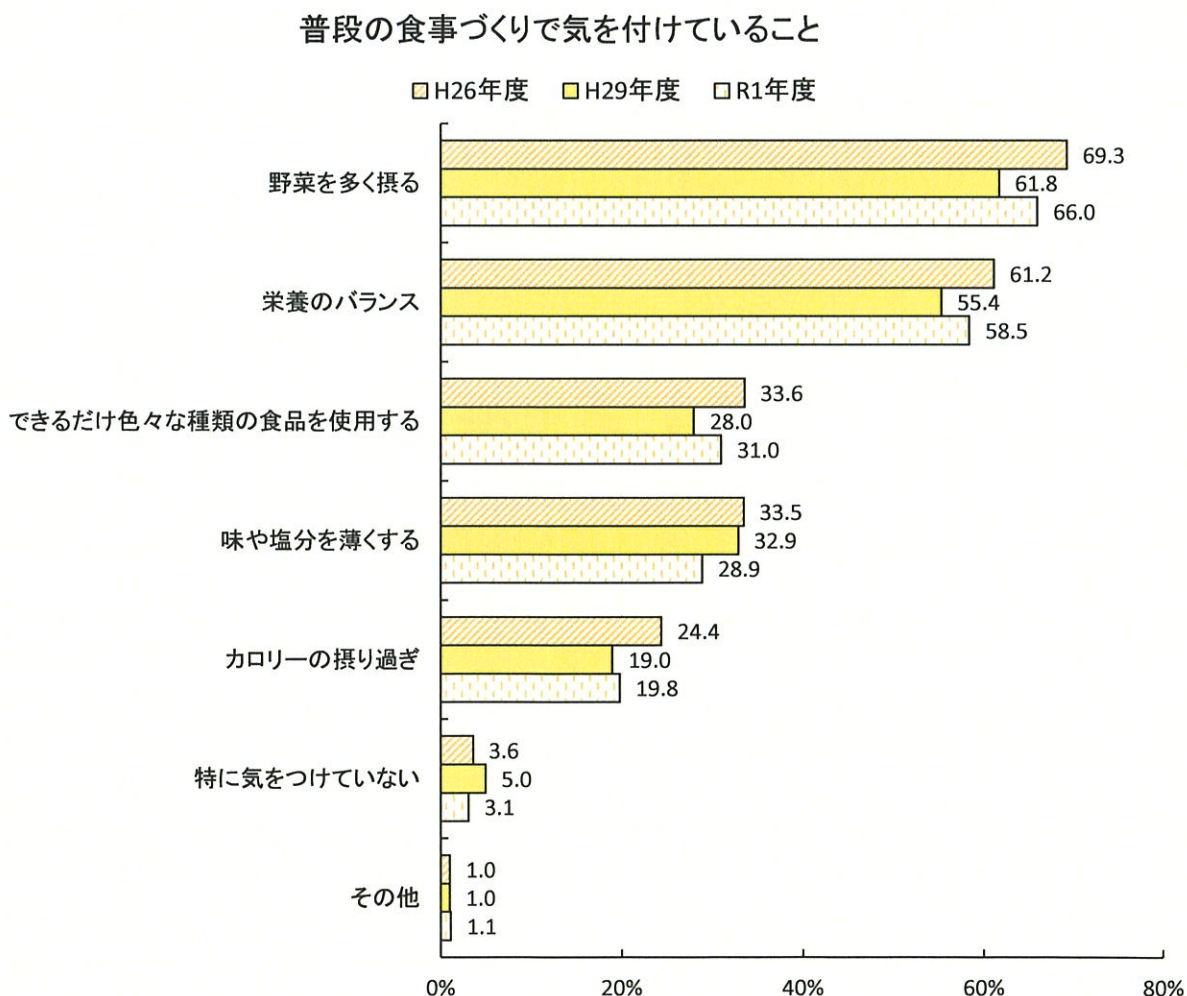
第3章 第2次計画等の成果と課題

1 第2次計画

平川市では、「健康で活力に満ちた『くらし』の実現」を目指すため、第1次計画から引き続き3つの重点推進目標を設定しており、期間中に行った「食習慣に関するアンケート」等の結果と今後の課題は次のとおりです。

(1) バランスのとれた食生活を積極的によびかけます。

食事づくりで気を付けていることは、「野菜を多く摂る」、「栄養のバランス」が6割前後となっています。今後は、地元企業にも情報提供をするなど様々な機会を通して取組みを継続し、栄養バランスなどを考えた食事作りをする家庭や個人を増やしていくことが必要です。



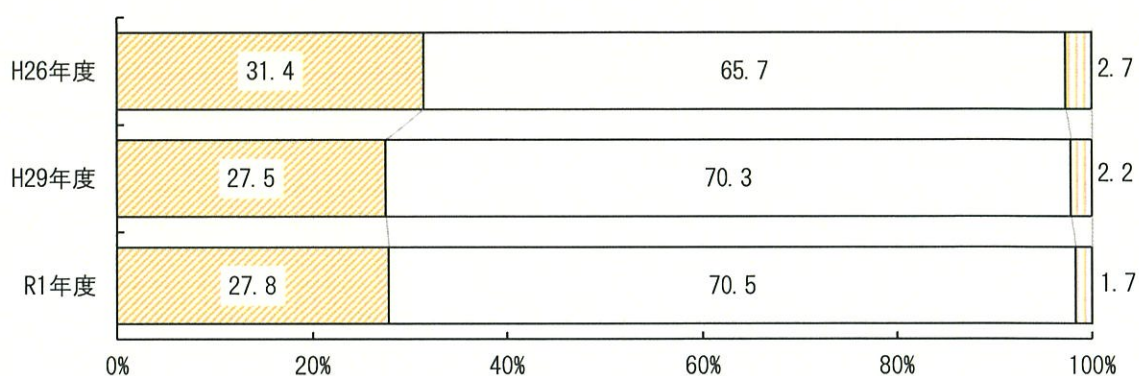
[出典] 「平川市食習慣に関するアンケート」

(2) 食の安全・安心を積極的に呼びかけるとともに、地元食材の消費を推進し、「郷土料理」や「旬の食材」を取り入れた食卓をめざします。

給食の地元食材利用は増加傾向ですが、家庭での食材利用は減少傾向です。「購入場所が分からない。または、限られている」、「産地を気にしていない」等の意見が多く、今後も、地元農産物の良さや直売所等をPRして利用率の向上に努めていく必要があります。

意識的に市内の食材を利用している家庭の割合

□利用している □利用していない □回答なし



[出典] 「平川市食習慣に関するアンケート」

(3) 学校等での食への学習と指導を展開します。

体の健康と食事を基本として食に関する指導を進めており、各学校においては、栄養士による食育指導や講演、農作業体験等を実施しています。今後も引き続き、食に関する指導に取り組んでいく必要があります。



～ 農 作 業 体 験 ～

2 第2次計画の成果

・目標項目と評価

	目標項目	第2次策定時 (平成26年度)	現状値	目標値	評価
1	乳幼児健診の受診率	94.7% (H25)	97.6% (H30)	100%	やや改善
2	特定健康診査の受診率	39.4% (H25)	46.1% (H29)	45%	目標達成
3	食生活改善推進員の登録人数	134人 (H25)	136人 (H30)	200人	やや改善
4	市内の食材を意識的に利用している人の割合	31.4%	27.8% (R1)	40%	低下
5	朝食を毎日食べる人の割合 ※児童・生徒の現状値:88.3% 保護者の現状値:79.8%	82.8%	84.1% (R1)	85.0%	やや改善
6	「食育」や「地産地消」に関心のある人の割合	75.8%	72.7% (R1)	90%	低下
7	学校給食における地元農産物を使用する割合	15.9%	18.1% (H29)	20%	やや改善
8	メタボ該当者及び予備軍の人が改善する割合	33.2% (H26)	23.1% (H29)	40%	低下
9	栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合	61.2%	58.5% (R1)	80%	低下

※現状値 令和元年度児童・生徒及び保護者対象の食習慣に関するアンケート（農林課）
平成29年度学校給食における地元食材使用状況調査（農林課）
健康ひらかわ21（子育て健康課）

※1～5は、食育行動プランからの目標項目、6～9は第2次計画からの目標項目

健診を受ける人、
朝食を毎日食べる人は、段々多くなっているね。
「食」にもっともっと関心が出てくる
うれしいね。



(1) 乳幼児健診の受診率

乳幼児健診の受診率は市で行った健診の受診率であり、未受診者のほとんどが医療機関で受診しており、事実上の受診率は100%に近い状態で推移しています。

(2) 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診者については、年々増加しています。しかしながら、年代別では40歳代の若い世代の受診率が低いため、今後、受診者の増加と並行して若年者の受診勧奨が必要です。

(3) 食生活改善推進員の登録人数

食生活改善推進員は70世帯あたりで1人必要とされており、市の世帯数では167人が必要となります。毎年、養成講座の修了者が会員になる一方で、高齢化などの理由により脱会する人も多く、登録人数は伸びていないのが現状です。

(4) 市内の食材を意識的に利用している人の割合

平成26年度の現状値は31.4%、令和元年度の現状値は27.5%と減少しています。要因として考えられるのは、共働き世帯の増加等により、外食や惣菜、冷凍食品、インスタント食品等の利用が増え、更に時短やより身近な場所での食材購入が求められたため、産地を意識するまでに至らない状況が影響していると考えられます。

(5) 朝食を毎日食べる人の割合

平成26年度の現状値は82.8%、令和元年度の現状値は84.1%で増加しています。「毎日食べる」と回答した児童・生徒は88.3%で、保護者の回答は79.8%となっています。毎日朝食を食べられない要因として、働く世代の睡眠時間の短さや就業形態の多様化により、家族の時間の在り方などが変化していることが考えられます。生活リズムの確立や朝食を食べることの大切さについて、児童・生徒を通して保護者にも啓発していくことが必要です。



(6) 「食育」や「地産地消」に関心のある人の割合

平成26年度の調査では、75.8%の方が関心があると回答していましたが、令和元年度の現状値は72.7%と減少しています。「地元食材の購入場所が分からない」などの意見があり、更にPRをしていく必要があります。

(7) 学校給食における地元農産物を使用する割合

平成26年度の調査では15.9%でしたが、平成29年度の調査では18.1%となっています。ただ、地元産の農産物は収穫時期が限られ、冬場の使用が見込めないなど課題があります。

※平成30年度は、給食センターの改修工事により、給食の停止期間があったため、平成29年度の数値を現状値とした。

(8) メタボ該当者及び予備軍の人が改善する割合

平成26年度の調査では33.2%でしたが、平成29年度の調査では23.1%と低下しています。メタボの改善については、青森県のみならず、全国的にも難しい課題として捉えられており、国、県ともに目標を下方修正しており、当市も同様のものとなっております。

(9) 栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合

平成26年度の調査では61.2%となっていました。令和元年度の調査では58.5%と低下しています。しかし、野菜を多く摂ることを心がけている人は66.0%となっていることから、今後は、食生活全体の栄養バランスとり方の情報を様々な形で提供していく必要があります。

3つの「きる」で生ゴミを減らそう！

実践してみよう②

- 1.食育食材は使い「きる」
- 2.料理は食べ「きる」
- 3.生ゴミは水気を「きる」

3つの「きる」を考えて
買い物や調理をしましょう!!

大勢で集まるときなどは、「作りすぎ」や「頼みすぎ」にも気を付けましょう。



3 今後に向けて

平川市は、人口が減少している一方で、世帯数が増加しており、特に単独世帯のうちの高齢単身世帯が増加しています。そのため、保育園や学校を通しての情報発信だけでは、単独世帯に届かないこととなります。

子育て世代や共働きの世帯では、時短などのスピードや簡易な調理が求められてきており、その中で効率よく栄養バランスがとれるよう、情報提供をしていく必要があります。

また、食の安全・安心や地元食材の消費を促すための情報提供も必要となります。アンケート結果からは、「地元食材の必要性は分かっているが、購入場所がわからない。」「購入場所が近くにない。」などの意見が多くみられ、積極的な情報発信が必要です。

(1) 様々な世代へ「食」についての情報提供

- ①単独世帯への健診の勧奨、食に関する情報提供をめざします。
- ②子育て世代には、子どもを通じて食育をアプローチし、家庭全体の食育を推進します。
- ③地元企業へも情報提供し、働く世代への食育を推進します。

(2) 「食」にふれる環境づくり

- ①学校行事や日常生活の中で「食」を意識する環境づくり
- ②家庭生活の中に「食」を意識する環境づくり
- ③職場やプライベートで「食」を意識する環境づくり

おかずは「まごはやさしい」で バランスをとろう！

実践してみよう③

- ま ⇒ まめ（豆類）
- ご ⇒ ごま（ナッツなどの種実類）
- は ⇒ わかめ（海藻類）
- や ⇒ やさい（野菜類）
- さ ⇒ さかな（魚介類）
- し ⇒ しいたけ（きのこ類）
- い ⇒ いも（いも類）



毎日食べているか、チェックしてみよう！

第4章 食育推進の基本方針

1 目標

【目標】
健康で活力に満ちた『暮らし』の実現と
社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり

市民一人ひとりが、自ら健康を維持していくためには、自身が自分に合った食べ物を選ぶ能力を高めていくことや、乳幼児から高齢者までの各世代を対象に食生活改善への取組みを促進し、また、農産物についても、生産から流通、廃棄に至るまでの取組みを理解してもらうことができるよう、家庭や学校はもとより、地域全体で食育の推進を「点から線」「線から面」に広げていくことが大切です。

このため、第1次計画、第2次計画に引き続き、第3次計画においても「市民が生涯を通して健康で活力に満ちた『暮らし』の実現と社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり」を目標に設定し、市と市民が協働により食育の推進に取り組めます。

2 食育推進（地産地消促進）の基本方向

目標を実現するため、次の3つの基本方向を設定します。

【基本方向】		
① 平川市を生かした食育の推進	② 市と市民協働による食育の推進	③ 食を支える関係団体等の連携
豊かな自然環境を持つ市の特性を生かし、農作業体験や地産地消を促進するとともに地元食材を活用した郷土料理など食文化の継承に取り組めます。	家庭、学校等、地域において、それぞれの食育の取組みの充実とともに、ライフステージに応じた食育を進め、健康づくりと規則正しい食生活をめざします。	市民一人ひとりが自覚を持って食育を進めていくため、農業や食品関連産業等の知恵や工夫を生かした体制づくりや取組みを推進します。

3 食育推進（地産地消促進）の重点推進目標

平川市の食の現状と課題を踏まえ、目標を実現するため、3つの基本方向に沿って、次の3つの重点推進目標に取り組めます。

目標	基本方向	【重点】推進目標及び主な推進事項
健康で活力に満ちた『くらし』の実現と 社会全体で健全な食生活を支えていく仕組みづくり	① 平川市を生かした食育の推進	1 食の安全・安心を積極的に呼びかけるとともに、地元食材の消費を推進し、「郷土料理」や「旬の食材」を取り入れた食卓をめざします。【重点】 ・安全、安心な農林水産物の提供による地産地消の促進 ・安全、安心な食材への情報提供による信頼の確立 ・地域に伝わる食文化の知恵を生かした郷土の味の伝承
	② 市と市民協働による食育の推進	2 バランスのとれた食生活を積極的によびかけます。【重点】 ・バランスのとれた食事作りの普及・啓発 ・生活習慣病の予防と健康づくりの推進 3 学校等において、食に関する指導を展開します。【重点】 ・食に関する全体的計画に基づいた指導の充実 ・学校給食を活用した食に関する指導の充実 ・学校行事や総合的な学習の時間等における体験活動の充実
	③ 食を支える関係団体等の連携	4 関係団体等との連携による食育の推進 ・関係機関、団体等と連携した食育運動の継続 5 食育推進体制の充実 ・市、地域における食育体制の充実

4 具体的な取組み

基本方向① 平川市を生かした食育の推進

重点推進目標1

食の安全・安心を積極的に呼びかけるとともに、地元食材の消費を推進し「郷土料理」や「旬の食材」を取り入れた食卓をめざすと共に、新たに「食品ロス」削減にも取り組めます。

基本的な考え方

平川市は、米とりんごを生産する平野部から高冷地野菜と山菜等の山の恩恵を受ける山間部にいたるまでの地域の食文化を見つけ、地産地消の豊かな食生活に努めます。また、食材の調理方法や旬の情報を提供し、一方では食品の安全・安心、食品ロス削減の理解に努めます。

主な推進事項及び具体的な取組事項

- (1) 安全・安心な農林水産物の提供による地産地消の促進
 - ① 地元農産物を使用した料理の試食会とレシピ紹介
 - ② 農産物の栽培や収穫体験の推進支援活動
 - ③ 地元食材を使用した給食会における生産者と児童・生徒との交流
 - ④ 学校給食における地元農産物を使用する割合の増加
 - ⑤ 食に関するイベントの実施

- (2) 安全、安心な食材への情報提供による信頼の確立
 - ① 各地域の産直センター等の情報提供
 - ② 地元産品消費推進 PR
 - ③ 食品ロス削減に取り組むための情報提供

- (3) 地域に伝わる食文化の知恵を生かした郷土の味の伝承
 - ① 地元食材を活かした郷土料理の試食会や講習会とレシピ紹介
 - ② 次世代に残したい地元料理の掘り起こし



～食ラボ体験講座～
野菜やりんごの乾燥

基本方向② 市と市民協働による食育の推進

重点推進目標2

バランスのとれた食生活の普及啓発に努め、食を通じた健康的な生活の充実に取り組んでいきます。

基本的な考え方

バランスのとれた食事、規則正しい食生活を通して、健康的な心身の改善に努めます。また、人それぞれの病態にあった食事を学ぶことにより、生活習慣病の改善など、病気の重症化予防にも取り組んでいきます。

主な推進事項及び具体的な取組事項

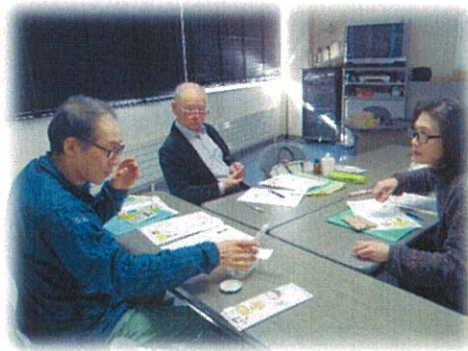
(1) バランスのとれた食事作りの普及・啓発

- ①栄養指導・栄養講座の実施
- ②健康食の試食とレシピ紹介

(2) 生活習慣病の予防と健康づくりの推進

- ①特定健診事業の実施
- ②生活習慣病予防のための講座の実施
- ③健康相談の実施
- ④フレイルチェック、介護予防教室の実施

～ 減 塩 講 座 ～



カミングサマール

噛ミング30運動って知ってますか？

食育ワンポイント②

「1口30回以上噛むこと」厚生労働省が推奨している運動のことです。

基本方向② 市と市民協働による食育の推進

重点推進目標3

学校等において、食に関する指導を展開します。

基本的な考え方

児童・生徒が、食に関する知識や能力等を発達段階に応じて身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じて、食に関する指導を行います。

主な推進事項及び具体的な取組事項

- (1) 食に関する全体計画に基づいた指導の充実
 - ①栄養教諭、栄養士と連携した食に関する指導の実施
 - ②食育に関する情報提供、家庭への働きかけや啓発

- (2) 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ①給食時間における栄養指導や食事マナー指導の実施
 - ②保護者等を対象にした給食試食会の実施
 - ③健康的な生活習慣のための情報発信や地場産物に関する情報提供

- (3) 学校行事や総合的な学習の時間等における体験活動の充実
 - ①学校農園等での作物の植え付けや収穫、収穫した作物を使った調理実習
 - ②小学校における農作業体験の推進、中学校における郷土料理実習の推進
 - ③学校の特性を生かした体験活動の実施

～ 食 に 関 す る 指 導 ～



基本方向③ 食を支える関係団体等との連携

推進目標

関係団体等との連携による食育の推進、食育推進体制の充実

基本的な考え方

食育の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに、市内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が相互に協力して体制を整えながら、総合力の発揮に努めていきます。

主な推進事項及び具体的な取組事項

(1) 関係機関・団体等と連携した食育運動の継続

- ①「食育月間（6月、11月）」「食育の日(毎月19日)」における食育及び地産地消の啓発、広報活動
- ②平川市食育推進キャラクター「ひらかわ元気ファミリー」を活用し、食育を推進する関係機関、団体等と連携した食育の普及、定着の推進

(2) 市、地域における食育推進体制の充実

- ①引き続き、関係機関・団体、行政等で構成する「平川市食育推進協議会」において「平川市食育推進計画」の進捗状況等を適切に把握・評価し、提言を市の食育推進対策に反映させるとともに、実情に応じた食育推進活動を総合的に展開していきます。



～ひらかわフェスタ～

～食育教室～ 園児と食育クイズ



食育クイズ！！ ※ヒント:名前に食べ物が入っているよ。 食育ワンポイント③

次のうち、トマトの品種はどれでしょうか？

A：桃太郎 B：金太郎 C：浦島太郎

答えは23ページにあります。



絶対に
当ててね！

第5章 食育推進（地産地消促進）の目標値

食育を市民運動として推進するためには、食育に関わる多くの関係者の理解と協力のもと、共通の目標を掲げて、意識の向上に取り組むことが重要です。

そのため、目標の達成状況を把握できるよう、第1次計画、第2次計画の目標項目、目標値の見直しをするとともに、第3次計画への取組み目標を設定しました。

	目標項目	基本方向	第3次策定時 (令和元年度)	目標値
1	「食育」や「地産地消」に関心のある人の割合	基本方向① 平川市を生かした食育の推進	72.7%	90%
2	市内の食材を意識的に利用している人の割合（修正）		27.8%	35%
3	学校給食における地元農産物を使用する割合		18.1% (H29)	20%
4	乳幼児健診の受診率	基本方向② 市と市民協働による食育の推進	97.6% (H30)	100%
5	特定健康診査の受診率（修正）		46.1% (H29)	60%
6	メタボ該当者及び予備軍の人が減少する割合（修正）		46.4%	25%
7	朝食を毎日食べる人の割合（修正）		84.1%	90%
8	栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合（修正）		58.5%	70%
9	食生活改善推進員の登録人数（修正）	基本方向③ 食を支える関係団体等との連携	136人 (H30)	167人

※現状値 令和元年度児童・生徒及び保護者に対する食習慣についてのアンケート（農林課）

平成29年度学校給食における地元食材使用状況調査（農林課）

健康ひらかわ21（子育て健康課）

※緑字は修正箇所



第3次計画も、
みんなと一緒にいろいろ頑張って
取組みたいな。
楽しく、おいしく、健康にネ！

(1) 「食育」や「地産地消」に関心のある人の割合

令和元年度の調査では、72.7%の方が「関心がある」と回答しています。第3次の計画でも、国の食育基本計画の目標値と同様の90%以上を設定し「食育」や「地産地消」を推進します。

(2) 市内の食材を意識的に利用している人の割合

令和元年度の調査では27.8%の方が利用していると回答しています。地元食材の購入場所が分からない等の意見も多く、また、使っている食材の産地を意識したことがないとの意見もありました。

地元食材の良さや販売場所をPRし、安心・安全な地元食材の消費を促すため、目標値を35%以上に設定します。

(3) 学校給食における地元農産物を使用する割合

平成29年度の調査では18.1%の使用率でした。地元農産物には、価格や収穫時期などの課題も多くありますが、生産者とも協議しながら、目標値の20%を達成できるよう取組みます。

(4) 乳幼児健診の受診率

平成30年度の受診率は、97.6%でした。引き続き100%の受診率を目指して、乳幼児健診に取り組めます。

(5) 特定健康診査の受診率

平成30年度の受診率は、46.1%でした。特定健康診査の受診率の目標値（市町村国保）は60%以上に設定されており、この数値を目標値として、若い世代の受診率向上等の課題に取り組んでいきます。

(6) メタボ該当者及び予備軍の人が減少する割合

第2次計画では、メタボ該当者及び予備軍の人が改善するとしていましたが、第3次の計画からは「健康ひらかわ21」の取組みと同じく、減少するに修正をして、目標値を25%以下として取組みます。

(7) 朝食を毎日食べる人の割合

令和元年度の現状値は84.1%とでした。児童・生徒の回答は88.3%、保護者の回答は79.8%となっています。

第3次計画では目標値を90%以上に設定して、生活リズムの確立や朝食を食べることの大切さについて、児童・生徒を通して保護者にも啓発していきます。

(8) 栄養バランス等を配慮した食生活を送っている人の割合

令和元年度の調査では58.5%でした。第3次計画では、国の食育基本計画の目標と同じ70%以上の数値を設定し、栄養バランスの大切さについて情報提供をしていきます。

(9) 食生活改善推進員の登録人数

食生活改善推進員は、70世帯あたりで1人必要とされており、平成30年度の会員数は136人です。市の世帯数によると167人の会員が必要となるため、その数値を目標値として、今後も養成講座を実施し会員の増員に努めます。

減塩にチャレンジしよう！

実践してみよう④

◎自分で出来る減塩にチャレンジ

①かける調味料から、つける調味料へ

味見もせずに直接おかずにおしょう油などをかけていませんか？小皿に調味料を入れ、ちょこっとつけるだけで十分ですよ。

②汁物は、具沢山で、汁を少なめに作りましょう。

③麺類は、一滴でも多く汁を残しましょう。

麺類は、麺自体にも塩分が含まれています。できるだけ汁を残す習慣を！

④漬物ファーストをやめましょう。

漬物のように塩分の濃いものを食事の最初に食べると、その塩分が味の基本となり、味の薄いものに調味料を足して食べることに繋がります。

⑤だしや酢を取入れて、おいしく減塩しましょう。

だしなどのうま味や酸味を利用すると、おいしく減塩できますよ。 ※青森県では、「だし活」に取り組んでいます。



自分に合ったやり方で
チャレンジしよう！！

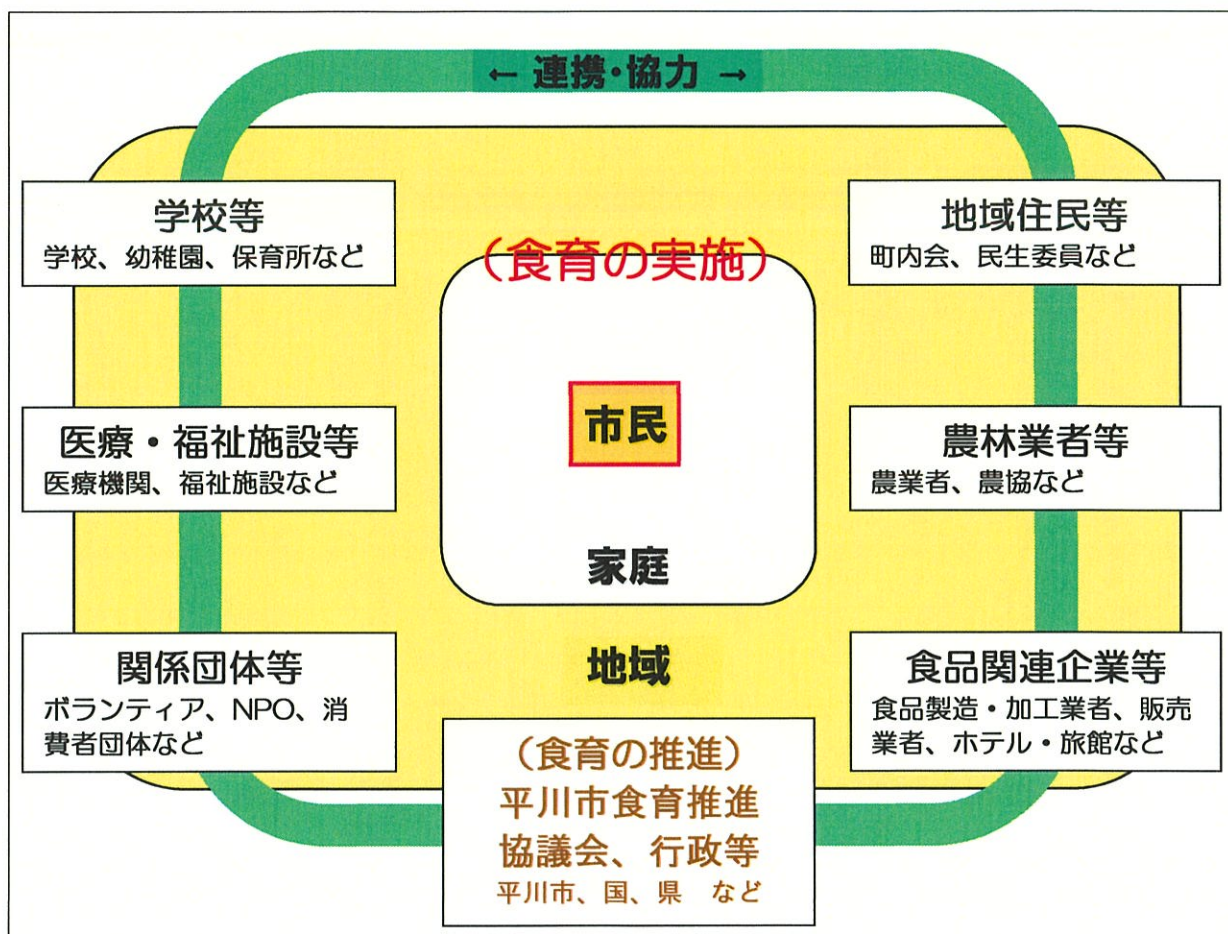


※クイズの答えはAの桃太郎です。

第6章 食育推進（地産地消促進）の体制と役割

1 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、活動内容が各分野にわたるとともに、市内外に広く及ぶことから、関係機関・団体が連携・協力してそれぞれの役割を果たすことが重要です。



2 各分野の役割

各分野の役割については、食育をけん引していく推進主体（食育推進協議会、行政等）、食育に取り組んでいく実施主体（市民、地域、各関係機関等）が団体、個人において分担・協力していきます。

(1) 食育の実施主体

① 市民、家庭

- ・市民一人ひとりが自主性を発揮して、健全な食生活の実現に努めます。
- ・家庭における食育が重要であることを認識し、積極的に子どもの食育を進め、家族全員が食への関心の高まりと楽しい食卓による元気な食生活の実践に努めます。
- ・単独世帯へも「食」の大切さについて情報を発信していきます。

② 学校等

- ・「学校等における食育指導の充実」、「学校、家庭及び地域等の連携による食育活動」を推進します。
- ・学校給食等における地元食材の利用拡大を進めます。

③ 医療・福祉施設等

- ・病院、施設等での個々の実情に応じた食生活指導、検診等での食育活動を推進します。

④ 地域住民

- ・地域住民が町内会等で食生活と健康等に関する活動や家庭、学校等の連携を図り食育活動を推進します。

⑤ 農林業者等

- ・農林業に関する様々な体験と機会を積極的に提供し、地元農産物の紹介や生産過程などの情報を提供し、地産地消の促進及び食育活動を推進します。
- ・学校給食への地元食材の提供など、地産地消の促進に努めます。

⑥ 食品関連企業等

- ・地元食材を活用した食の提供や食品ロスの削減、食育に関する様々な情報提供をします。
- ・食品の安全性の確保や栄養成分表示、食品表示等に積極的に取り組みます。

⑦ 関係団体等

- ・専門家等による食育、地産地消及び健康に関する啓発などを支援します。
- ・地元企業等の働く世代に「食」の大切さについて情報を発信していきます。

(2) 食育の推進主体

① 平川市食育推進協議会

- ・「平川市食育推進計画」の内容の提言、進捗状況の把握・評価、各食育活動等への助言をします。

② 平川市

- ・「平川市食育推進計画」を策定するとともに、これに基づき関係部局や機関と連携しながら、地域の特性を生かした「食育推進」及び「地産地消促進」に向けた取り組みを進めます。

③ 県

- ・国、市町村、関係団体と連携し、「青森県食育推進計画」に基づき、食育を県民運動として進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

④ 国

- ・「食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係団体等と連携し、食育を国民運動として進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

用語解説（五十音順）

◆内食・中食・外食

- 内食（うちしょく）：購入した食材を家庭内で調理・消費する食事。
- 中食（なかしょく）：持ち帰り弁当、宅配ピザのほか、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等で販売される、そう菜や冷凍食品などの家庭外で調理された食品を購入し、家庭内で消費する食事。
- 外食（がいしょく）：レストラン等の飲食店における食事。

◆栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分を、100g、100ml、1食分、1袋分など、一定単位当たりでどれ位の栄養成分が摂取可能かを知ることができる表示です。

栄養成分表示はすべての食品に表示するように義務付けられていませんが、「カルシウム入り」や「カロリーオフ」などの表示（強調表示）がある食品や栄養機能食品には、必ず栄養成分表示をすることになっています。

◆健康ひらかわ21（第2次）

平成25年度から令和5年度までを計画期間とする平川市の健康増進計画です。

◆時短

労働時間の短縮のことで、調理時間を短く作業する場合にも使う言葉です。

◆食育行動プラン

食育に関わる団体や市民一人ひとりが、食育推進計画に基づいて積極的に食育活動を実践するためのプランです。

※第1次平川市食育推進計画（平成22年度～26年度）に沿って策定。

◆食生活改善推進員

わが家の食卓を充実させ、地域の健康づくりを行うことから出発した食生活改善推進員は、「食生活を改善する人」を意味します。“私達の健康は私達の手で”をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティアとして活動しています。現在の会員数は約13万4千人、全国の加入市町村数は、1,339市町村（H30.4 現在）となっています。平成24年度から新たに男性会員の加入が決定されたことにより、地域住民に対し生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手としての活躍がますます広がって行くことが期待されています。

◆食品表示

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものです。このため、一般消費者向けのすべての飲食品について「品質表示基準」が定められています。

品質表示基準は、生鮮食品を対象とした「生鮮食品品質表示基準」と、容器包装に入れられた加工食品を対象とした「加工食品品質表示基準」に大別されます。

生鮮食品であれば「名称」「原産地」。加工食品であれば「名称」「原材料」「内容量」「賞味期限（又は消費期限）」「保存方法」「製造者の氏名及び住所等」を表示することが義務付けられています。

さらに、食品の表示は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」による表示のほか、「食品衛生法」「健康増進法」「計量法」など、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もあります。

◆食品ロス

本来、食べられる食品であるにも関わらず、捨てられている食品のことです。

◆生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。以前は「成人病」と呼ばれていましたが、成人であっても生活習慣の改善により予防できることから、平成8年に当時の厚生省が「生活習慣病」と改称することを提唱しました。日本人の三大死因である「悪性新生物（がん）」、「脳血管疾患」、「心疾患」及び脳血管疾患や心疾患の危険因子である「動脈硬化症」、「糖尿病」、「高血圧症」「脂質異常症」などはいずれも生活習慣病です。

◆だし活

だしのうま味を活用して減塩をする推進運動のことです。青森県では、平成26年度から減塩の一層の推進のために、だしの効能に着目して青森県の農林水産物を活用しだし商品「できるだし」を開発し、給食や家庭に普及する取組みを展開しています。

◆地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費する取組みのことをいいます。

- 消費者にとっては。「顔が見える」関係で清算状況が確かめられ、新鮮な農産物を消費できる。
- 生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できる。
- 食料自給率の向上につながる。
- 地域の食材を活用した食文化の伝承につながる。特に、学校給食に地場産物を活用することは、次の点で有効です。
 - ・児童生徒がより身近に実感を持って、食料の生産流通等に係る努力や地域の自然、食文化、産業等を理解でき、感謝の気持ちを持てるようになる。
 - ・生産者側に学校教育に対する理解が生まれ、連携、協力関係が構築される。

◆特定健康診査

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣予防のために、40歳～74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診のことです。

※平川市では国民健康保険の方は、30歳～74歳までの方を対象としています。

◆フレイルチェック

フレイルとは、年齢を重ねることにより筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもるなど、「加齢により心身が老い衰えた状態」を指し、「虚弱」や「老衰」を意味する、英語の「Frailty(フレイルティ)」を語源としています。

高齢者の多くの場合、このフレイルの時期を経て、徐々に要介護状態に陥ると考えられていますが、その一方で、この時期において適切な支援を行うことによって、元の健常な状態に戻る可能性があるといわれています。

「フレイルチェック」は、こういった衰えの状況を確認し、適切な支援に繋げるため実施するものであり、身体的、精神的、社会的側面から栄養、歯科口腔、運動、社会性、うつ等を11項目で簡易的にチェックする、「イレブンチェック」などが用いられます。

◆メタボ⇒メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積による肥満（内臓脂肪型肥満）が原因となっていることが多く、これに加えて、高血糖、高血圧、脂質異常といった状態が重複した場合には、心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなります。この内臓脂肪型肥満に加え、「脂質異常」「高血圧」「高血糖」のうち2つ以上を併せ持っている状態を「メタボリックシンドローム」と言います。

「いただきます」と

実践してみよう⑤

「ごちそうさま」は感謝の気持ちから！

【いただきます】

◎食に関わる人への感謝を！

- ・料理を作ってくれた人
- ・配膳をしてくれた人
- ・野菜や果物、米などの作物を作ってくれた人
- ・肉や魚、卵などを育てたりつかまえてくれた人

◎食材への感謝を！

- ・肉や魚はもちろん、野菜や果物、米などの作物にも命があると考えて、命あるものに生かされていることへの感謝



【ごちそうさま】

ごちそうさまは漢字で、「御馳走様」と書き、この馳走という意味は走りまわることです。

食事でもてなすために、食材を求めて奔走したことが由来となっています。

昔、食材がなかった時代に、大変な思いをして食事を準備してくれたことへの感謝の気持ちから「様」をつけて、「ごちそうさま」と言うようになったとされています。

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センタ

一、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 全豪に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（省略）

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条―第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策
（第四十二条―第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等 (省略)

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水

産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物を入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

（食育との一体的な推進）

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

（都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進）

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

（食料自給率の向上への寄与）

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

（環境への負荷の低減への寄与）

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

（社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進）

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

（国の責務）

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画(次項及び次条第二項において「促進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所(農林水産物及びその加工品(以下この章において「農林水産物等」という。))をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。)その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用等の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。